

別紙

諮問第720号

答 申

1 審査会の結論

「平成〇年〇月〇日〇〇駅東口ロータリー内において私の取扱いに従事した〇〇交番の警察官が私の事案を報告するために作成した書類（なお、相手方から提出を受けた名刺含む）」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日〇〇駅東口ロータリー内において私の取扱いに従事した〇〇交番の警察官が私の事案を報告するために作成した書類（なお、相手方から提出を受けた名刺含む）」の開示請求に対し、警視総監が平成30年12月20日付けで行った不存在を理由とした非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人が〇〇警察署に対して行った告訴（あるいは告訴相談）における事実確認では、当該取扱いに従事した警察官（以下「〇〇巡査」という。）に対する聴取は、事件後、4ないし10日後に行われたことに鑑みれば、主張事実が真実であるとすれば、何らかの記録文書に基づく説明であることは明らかなのである。すなわち、人の記憶とは曖昧であり、相当に日数が経過した後には薄れてしまうのである。

そして、〇〇巡査は、各当事者の主張事実をメモ帳に記録したのではなく、縦書きA4判の様式のような定型用紙に記載したことを鑑みれば、正式な書類を作成し

たとしても、現場において記録をした用紙は実施機関の職員が組織的に用いる文書に該当することは言うまでもない。

イ さらには、本件においては、〇〇巡査が相手方より交付を受けた相手方の名刺の開示をも求めるところ、当該名刺が存する事実については、審査請求人がその場に立ち会い、それを目視したことはもとより、当該事件に係る「事件相談受理票」には相手方の住所、氏名、生年月日、年齢、職業、携帯電話番号、また「相談関係者票」にはその他、勤務先所在地、電話番号が明記されていることから、当該名刺は、〇〇巡査が業務（公務）において徴取をした行政文書なのである。

そして、本来は、審査請求人に係る事件記録に添付されている関係文書であることから、仮に当該名刺単体であっても当該名刺は審査請求人に係る保有個人情報に該当する。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

実施機関が、取扱者から再度聴取したところ、「報告については、取扱い時に作成した個人的なメモに基づいて口頭で説明したもので文書は作成していない」とのことであり、改めて公文書を検索したが存在しなかった。当該取扱者が説明に使用したメモ書きは、個人で使用したに過ぎず、組織的に共用した事実はないことから、組織共用文書に該当しないため、本件開示請求に係る公文書には該当しない。

また、審査請求人は相手方から提出を受けた名刺を含めた開示を求めているが、実施機関が当該事案を報告するための書類を作成していない以上、仮に実施機関が当該名刺を保有していたとしても名刺単体をもって審査請求人の保有個人情報とはいうことはできない。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 4月26日	諮問
令和 元年10月 2日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年10月23日	審査請求人から意見書收受
令和 元年11月25日	新規概要説明（第138回第三部会）
令和 元年12月12日	審議（第139回第三部会）
令和 2年 1月27日	審議（第140回第三部会）
令和 2年 7月13日	審議（第142回第三部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 条例における公文書について

条例2条4項において、公文書とは、「東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書をいう。」と規定している。

情報公開条例2条2項において、公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

ここでいう「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わないとされている。

また、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有し

ているもの」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味するとされており、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらないとされている。

したがって、作成又は取得された文書が、どのような状態であれば組織的に用いるものであるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

#### イ 本件開示請求に係る請求個人情報の不存在の妥当性について

本件開示請求に係る請求個人情報は、「平成〇年〇月〇日〇〇駅東口ロータリー内において私の取扱いに従事した〇〇交番の警察官が私の事案を報告するために作成した書類（なお、相手方から提出を受けた名刺を含む）」（以下「本件請求個人情報」という。）である。

実施機関の説明によると、審査請求人が提示する事案（以下「本件事案」という。）に関する報告については、取扱い時に作成した個人的なメモに基づいて口頭で説明したもので文書は作成しておらず、当該説明者が使用したメモ書きは個人で使用したに過ぎず、組織的に共用した事実はないことから、本件開示請求に係る公文書には該当せず、他に公文書を検索するも存在しなかったとのことである。

さらに、審査会が実施機関に確認したところ、本件事案の取扱いについて報告書の作成を義務付け、組織的に作成されるものとする規定等はないとのことであり、これらのことを踏まえると、本件請求個人情報を作成しておらず、存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件請求個人情報について不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、原処分は「（なお相手方から提出を受けた名刺を含む）」との請求部分について何ら言及していないが、当該請求部分は存否応答拒否情報であって請求自体失当であることが明らかであるから、この点は原処分の適法性に影響を及ぼすものではな

く、また、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明